

歳入庁設置に関する取組について

2003年 衆議院選挙 政策集「私たちのめざす社会」

公的年金制度を一元化し、全国民が加入する所得比例年金を創設するにあたり、所得捕捉を公平に行い、かつ的確な年金給付を担保するために、税及び年金保険料徴収と年金給付に共通の付番制度を導入します。併せて国税庁と社会保険庁を統合し、歳入庁（仮称）を創設します。

2004年 参議院選挙マニフェスト

年金制度の一元化と合せて、社会保険等を廃止し、国税庁と統合した「歳入庁」を創設して、税金と保険料の徴収一元化体制を確立します。これにより、未納問題を解決し、年金保険料の無駄づかいをなくします。

2005年 衆議院選挙マニフェスト

3) 1. ②ムダづかいの社会保険庁は廃止します。

国民の財産である年金保険料をムダづかいする社会保険料は廃止します。社会保険庁が行っていた年金保険料の徴収は、国税庁を改編した歳入庁で行います。税と保険料の徴収を一体化することにより、効率的かつ適切な徴収を行える体制を整えます。

2007年5月7日 (166回通常国会)

社会保険庁を解体する歳入庁設置法案、社会保険庁の不祥事・不適切処理を是正するための2法案（年金保険料流用禁止法案、「消えた年金記録」被害者救済法案）からなる「年金信頼回復3法案」を衆議院に提出。審議未了廃案。

2007年 参議院選挙マニフェスト

社会保険庁は解体して国税庁に統合し、年金保険料をより厳格に管理します。それにより、「消えた年金」の再発を防ぐとともに、ムダのない運営体制を確立します。

2008年12月24日

民主党税制抜本改革アクションプログラム とりまとめ
一納税者の立場で「公平・透明・納得」の改革プロセスを築くー
(抜粋)

4. 執行体制の改革指針

(1) 社会保障番号制度と歳入庁設置

②歳入庁の創設

税金も社会保険料も国が賦課徴収を行うという意味では国民にとって同じであり、その納付先が異なることは国民にとって利便性に欠け、国にとっても非効率である。また公的機関で最も所得捕捉能力の高い徴税当局が保険料を徴収することによって公平性も確保できることになる。

民主党は、現在年金の保険料の徴収を担っている社会保険庁を廃止し、その機能を国税庁に統合する。統合された機関の名称は「歳入庁」とし、「歳入庁」が税と社会保険料の賦課徴収を一元的に行うこととする。これによって、徴税当局が把握した所得に基づき、税・保険を集めることになる。行政機関の整理統合と共に、これまで社会保険担当部局が個別に行っていた所得調査などの事務が必要なくなることによって、効率的な行政が実現できる。国民にとっても税は税務署、保険料は社会保険事務所など別々の場所に納付する手間が省けることになる。

歳入庁は、国税と国が管掌する社会保険料の徴収を行うこととなるが、国税と徴収対象や賦課基準が類似の税について自治体が希望する場合、地方税等の徴収事務を受託することも検討する。

2009年 衆議院マニフェスト

○社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。

以上

平成19年3月15日
民主党行政改革調査会

民主党「歳入庁構想」(案)

社会保険庁を解体し、歳入庁を設置

＝納付率・利便性アップとコスト・人件費削減で、年金の信頼を高める＝

1. 改革の目的

国民にとって最も重要なのは「信頼できる年金制度」であり、社会保険庁改革はそのための手段である。民主党は、

- ①年金の信頼を回復させる
- ②納付率を向上させる(未納を減らす)
- ③徴収コストを下げる
- ④国民の利便性を高める(ワンストップサービス)

など、国民の視点に立った観点から社会保険庁改革に取り組む。その上で、国民の年金を守るという立場から「消えた年金保険料の納付記録」問題を徹底的に追及する。そのため、政府に対しては全被保険者に対する年金記録の確認を求めていく。

(1) 保険料納付率を上げる

国民年金保険料の納付率は67%(H17)にとどまっており、100%はおろか、社会保険庁の目標とする80%の実現のメドも立っていない。膨大な所得情報等を保有する、徴収率98%の国税庁のノウハウ・情報を生かし、年金保険料の納付率を大幅にアップする。厚生年金についても未適用事業所(総務省資料では70万社)を大幅に減らす。

(2) 国民の負担を減らす

国税庁と社会保険庁は、同一の個人や法人事業所を重複して対応しており、徴収事務の一元化で大幅な効率向上が達成できる。これにより、歳入庁案では多くの人員削減が可能。現在の社会保険事務局は廃止し、社会保険事務所は一部売却し、徴収一元化に即した人員の削減を行う。歳入庁が担う事務については、市場化テストの活用などにより大幅に民間委託する。これらによって年金事務にとどまらず公金の徴収事務全体のコストを削減し、国民の負担を軽減する。

(3)国民の利便性を高める

国税(税務署)、年金保険料・医療保険料(社会保険事務所)、雇用保険料・労災保険料(労働局)など国民が公金を納付する先が多岐にわたり、納付事務の負担が過重となっている。これらの納付先や相談窓口を一本化し、公金納付や相談の「ワンストップ化」により、国民の利便性を高める。

(4)年金保険料の流用は認めない(政府案は流用を放置)

社会保険庁はこれまで貴重な保険料をムダな施設の建設や自分たちの娯楽にムダづかいしてきた。さらに政府の社保庁改革案では、まともな保険料を年金支給以外に拡大している。年金保険料は年金支給だけに充てるべきであり、他の使い道への流用は認められない。また、年金保険料が天下り団体にも歯止め無く流れ込んでいる事実もある。このような厚生労働省・社会保険庁の年金利権を根絶するため、保険料流用法を全面廃止するとともに歳入庁を内閣府に置き、年金関係事務を厚生労働省・社会保険庁から切り離す。

(5)「消えた年金保険料の納付記録」を徹底的に調査し、被害者救済をする

10,858人もの方が、昨年(2019年)の社保庁の年金記録相談(昨年8月21日から12月28日)において、国民年金及び厚生年金の保険料を納付したと申し出たにもかかわらず、申し出が却下されている。領収書など証拠が無いと門前払いとなっている。また、143,981人もの受給者の方は、社保庁のミスなどで、国民年金及び厚生年金の受給額が受給途中で変更(裁定変更、平成15年度から平成18年12月末分)されている。さらに、約5000万件の国民年金や厚生年金の保険料を納めた記録が、基礎年金番号に統合されていない。その中には、死亡者の記録も含まれているというが、年金給付に結びつかず、払い損になってしまう可能性のある記録は何件あるのか。民主党の調査によって、多くの納付記録問題が発覚したにもかかわらず、政府は全容の調査を拒んでいる。今後、徹底的な調査と被害者救済を実現していく。

2. 改革の具体案

(1)社会保険庁の廃止

- 平成22年1月をもって社会保険庁を廃止。事務は基本的に歳入庁へ移管。
 - 社会保険庁職員であって歳入庁へ移行する職員は、希望退職の募集、配置転換、職員の分限免職等を通じて削減。
 - 社会保険事務局は廃止。社会保険事務所は可能な限り税務署と統廃合を進める。
- (参考:社会保険事務所をすべて売却した場合、台帳価格は560億円)

(2)歳入庁の設置

①平成22年1月に歳入庁を内閣府に設置(国税庁は廃止)。

②歳入庁の事務

以下の事務は、歳入庁が責任を持つものの、業務については大幅に民間委託を行う。

- 国税の賦課、徴収、相談
- 国民年金の適用、徴収、記録管理、裁定、給付、相談
- 厚生年金の適用、徴収、記録管理、裁定、給付、相談
- 政管健保の保険料の徴収
- 雇用保険料、労災保険料の徴収
- 介護保険事業主負担金の徴収
- 児童手当事業主負担金の徴収

(注)共済年金に関する事務は、年金一元化の抜本改革を実現したうえで、歳入庁へ一元化する。また今後、歳入庁による地方税の徴収についても検討を行う。

③歳入庁の組織

- 地方ブロック機関として歳入局を11設置する(国税局から移行)。
- 出先機関として歳入署を518設置する(税務署から移行)。
- 社会保険事務局は廃止。社会保険事務所は税務署と統廃合を行う。

④歳入庁の人員

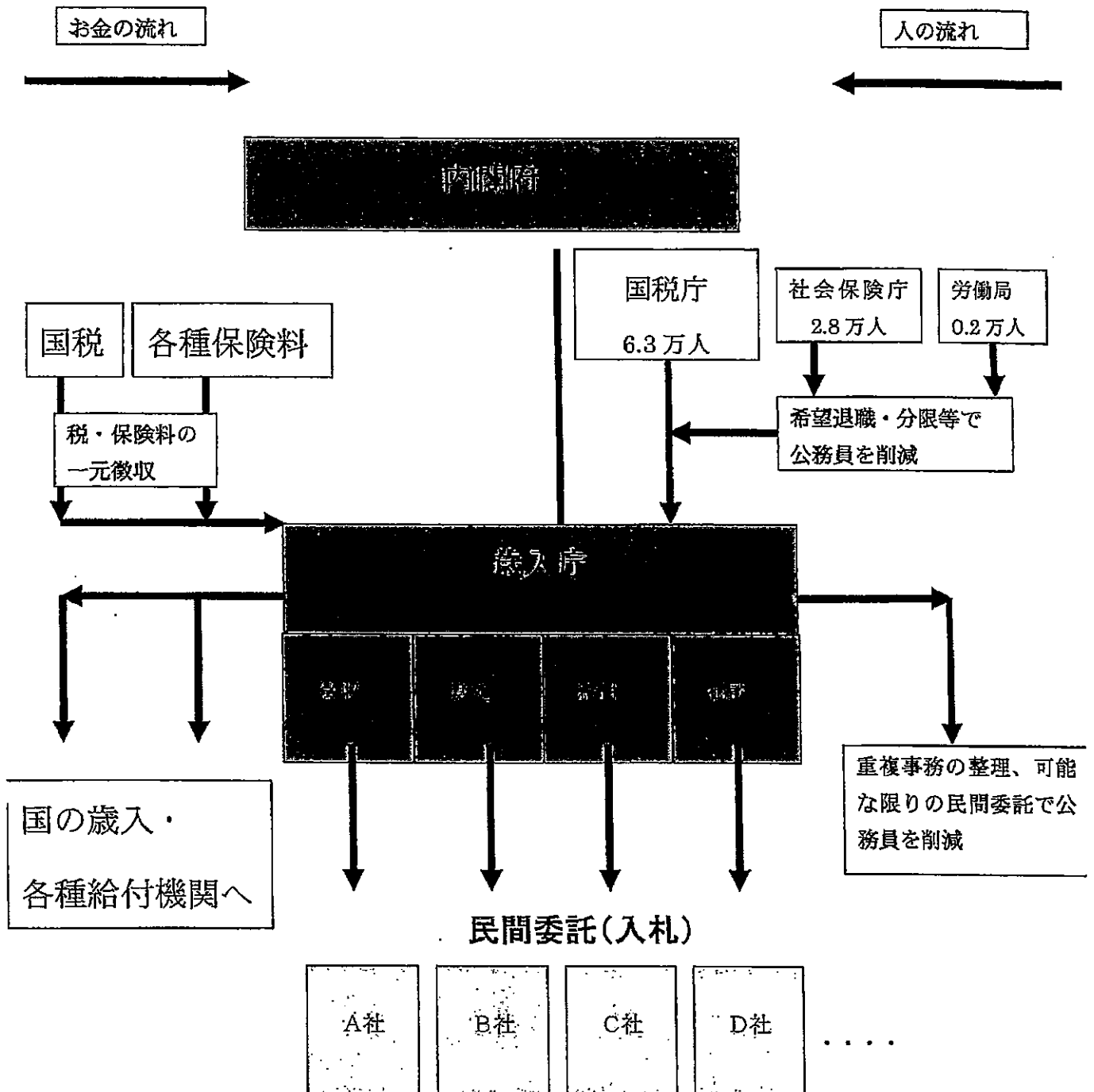
- 国税庁の人員は、原則として全員歳入庁へ移行。
- 社会保険庁からの移行人員は、希望退職の募集、配置転換、職員の分限免職等を通じて削減。

⑤歳入庁業務の効率化と民間委託の推進

国税庁と社会保険庁の仕事のダブリ等の観点から、組織のスリム化に取り組む。

- 管理職及び総務関係(人事、会計などの間接事務)、法人関係事務(法人税徴収と法人からの保険料徴収・適用)、個人関係事務(国民年金被保険者であり、同時に納税者であるケース)等の重複事務の合理化に応じた社会保険庁からの人員採用とする。
- 歳入庁の事務は、市場化テスト等を活用し、可能な限り民間委託を進め、公務員を削減する。委託する具体的な範囲については、第三者機関が決定。

【民主党歳入庁案のイメージ】



なぜ、歳入庁が必要か

民主党行政改革調査会

■未納を無くすための歳入庁

～国税庁の所得情報や徴収ノウハウを活用～

■徴収の国民負担を軽減するための歳入庁

～社会保険庁と国税庁との徴収対象のだぶりを解消すると同時に、民間委託を通じて徴収コスト大幅減～

■保険料の流用をストップするための歳入庁

～保険料徴収権限を厚生労働省から切り離す～

■納付記録の保管を確実にするための歳入庁

～管理体制強化で消えた年金保険料の納付記録問題を解決～

【年金の信頼を回復するための歳入庁】

歳入庁の設置による徴収の一元化

- ◇ 社会保険庁を解体するとともに地方労働局の業務を縮小し、年金保険料、労働保険料等を国税とともに徴収する歳入庁を内閣府に設置。
- ◇ 年金の徴収・裁定、年金相談等を第三者機関の議論を経て、できる限り民間委託。

◆現状の問題点

- 年金保険料の未納率の上昇
 - 国民年金の33%が未納(17年度)
- 社会保険庁における不祥事の続発
 - 給付に結びつかない年金納付情報 5,000万件
 - 年金保険料の無駄遣い 年金保険料5兆円が、支給以外に流用
- 税金と年金・健康保険を別々に徴収することの非効率
 - 米国、英国、スウェーデン、カナダなど先進国では、一括して徴収することで、徴収コストを圧縮

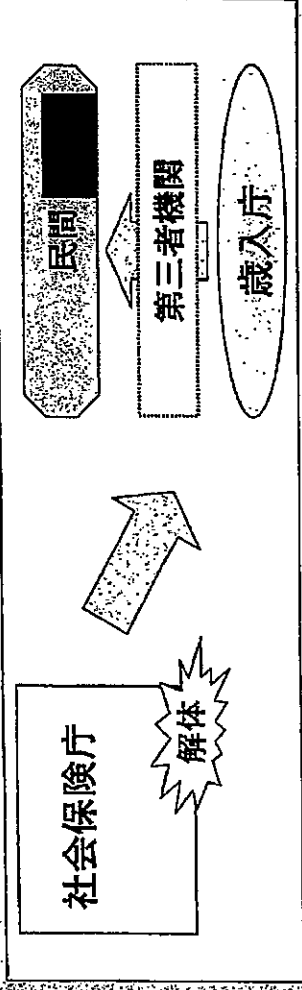


年金不信の増大

国民の不信を払拭し年金の無駄遣いを防ぐため抜本的な改革が必要

◆歳入庁の設置と社会保険庁の解体

- 社会保険庁を解体・地方労働局を縮小
 - 年金保険料、労働保険料等は歳入庁が徴収・給付
 - 厚生労働省の役割は年金等の制度設計に限定
- 業務を可能な限り民間委託
 - 第三者機関による議論を踏まえ、年金の徴収、裁定、給付、年金相談、記録管理等を民間委託
- 窓口の一元化によるサービス向上(ワンストップサービス)
 - 保険料と国税が同じ窓口で手続き可能に
- 国税のノウハウによる徴収率(納付率)向上
 - 国税の徴収率98%のノウハウを保険料徴収に活用
 - 所得情報等の一元的活用による漏れのない徴収(納付)の実現
- 徴収事務の一元化により、コスト・人件費削減
- 年金保険料の流用禁止
 - 年金保険料は年金の支給以外に使わない



民主党 年金信託回復3法案(仮称)の概要

I 歳入庁設置法案

1. 組織・所掌事務等

- 社会保険庁を廃止し、業務を国税庁に統合。これに伴い、組織の名称を「歳入庁」に改め、内閣府の外局に設置する。
- 歳入庁の長は歳入庁長官とする。長官は国会への説明責任を負う。
- 歳入庁には、歳入審議会、歳入不服審判所、歳入局、歳入署を置く。
- 歳入庁に歳入庁監察官を置き、所属職員の監察・職務に係る犯罪の捜査を行う。
- 歳入庁の事務のうち、その一部は民間委託することができる。
- 設立は平成22年4月。同時に社会保険庁、国税庁は廃止。

2. 業務の引継ぎ

- 政府は、社会保険庁・国税庁から歳入庁へ適正に業務を引き継ぐため、「基本計画」を定める。基本計画は、国会へ報告し、公表する。
 - ・ 国税庁と社会保険庁の業務のダブリを調整し、合理化するための措置
 - ・ 民間委託する業務と委託先の選定基準
 - ・ 歳入庁へ移動する職員の数
- 基本計画は、国民各層の意見が反映されるよう、識者の意見を聴いて定める。
- 職員の引継ぎは、勤務成績等をふまえて公正に行う。
- 納付記録の消失や支給漏れを防止するため、年金個人情報等は適切に管理する。

II 年金保険料流用禁止法案

国民年金法、厚生年金保険法の「必要な施設をすることができる」旨の規定を削除

III 「消えた年金」適正化法案(仮称) ※時限立法として検討中

歳入庁が設置されるまでの間、社会保険庁長官は納付記録の消失と年金の支給漏れについて調査し、速やかに是正する。

2004年11月17日

法案等審査提案書

(提案者) ネクスト厚生労働大臣 横路 孝弘

法案等名称	年金抜本改革推進法案（高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案）		
提出形式	・政府提出 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 民主党提出 ・その他（ <input type="checkbox"/> 提出）		
先議院	・ <input checked="" type="checkbox"/> 衆議院 ・参議院		
本会議趣旨説明	・衆議院 月 日 ・参議院 月 日		
付託委員会	・衆議院 厚生労働委員会（ 月 日付託）（ 月 日採決予定） ・参議院 厚生労働委員会（ 月 日付託）（ 月 日採決予定）		
会派の態度	賛成	他会派の態度	賛成会派＝民 反対会派＝

※審議のポイント・論点・留意事項

先の通常国会で提出した「年金抜本改革推進法案」に、前の臨時国会で提出した「04年年金改正法廃止法案」のうち、平成16年10月に厚生年金保険料が引上げられたことを勘案し、平成17年4月以降の保険料引上げ凍結等の内容を盛り込む。また、国民から批判の強い社会保険庁については、廃止・歳入庁の設置をより具体化し、年金福祉事業については速やかに廃止する。
(他、別紙参照)

※部会等の審議経過

10月中、年金改革PTにて

- ・公的年金制度改革について有識者ヒアリング
西沢和彦氏（日本総研）、松谷明彦氏（政策研究大学院大学）
- ・社会保険庁問題について、社会保険庁よりヒアリング

11月12日 党幹部を中心に、関係者間で「年金抜本改革推進法案」について協議

11月17日 厚生労働・年金改革PT合同会議において、法案協議

(添付資料: 有 ・ 無)

年金抜本改革法案 臨時国会提出版のポイント

1. 政府改正法の取扱い

- 平成17年4月以降の年金保険料の引き上げは凍結する。
- 基礎年金国庫負担率の引き上げは、歳出改革によって行う。

2. 民主党版・年金抜本改革

- 基本的には通常国会に提出した民主党版抜本改革案を踏襲

==== 以下、変更点 ====

- 「最低保障年金」の給付額は7万円を明示
…今後、物価や社会保険料の状況に応じて水準見直し。
- 社会保険庁廃止、歳入庁の設置をより具体化。
…歳入庁は年金保険料の徴収の他、労働（雇用・労災）保険料の徴収も行う。
年金に係わる残余の事務は、年金庁において執行
但し、政府が社保庁事務の民間委託等を検討していることもあり、法文上は独立行政法人化、民営化も可能なように「機関」としている。
- 年金消費目的税創設にあたり、公平性を確保するための「インボイス導入」、「逆進性対策の検討」を明示する。

3. 抜本改革実現への道筋

- 「三党合意」を受け、新制度発足時期を通常国会（衆院提出）版に比べて1年前倒しし、平成20年度スタートとする。（三党合意後に提出した参院では、平成20年度スタートとしていた）
- さらに国民の批判の強い社保庁改革及び周知期間の必要な納税者番号制度については、平成18年3月までに法整備を行う。

民主党版・年金制度の抜本改革案の概要 (前頁 2. の部分の説明)

1. 公的年金制度の一元化

全ての国民が単一の年金制度に加入する。公平性、透明性を高めることで信頼性を確保し、また職業生活の多様化に即した年金制度に改める。

2. 所得比例年金の創設

現役時代に所得に応じて保険料を納付し、高齢期には納付した保険料に応じた年金給付を受ける所得比例年金を創設する。保険料率は、現行の厚生年金保険料を原則維持する。

3. 最低保障年金の創設

高齢者の最低限の安定した生活を確保するため、月額7万円（財源は全額税）の最低保障年金の給付を行う。なお最低保障年金の支給額は、所得比例年金の支給額に応じて減額する。

4. 年金目的消費税の創設

最低保障年金の財源を確保するため、年金目的消費税を創設する。最低保障年金の財源は、この年金目的消費税及び現行制度における基礎年金国庫負担相当分によって確保する。

5. 納税者番号制度の導入

所得捕捉の正確性を高めるため、新年金制度の発足に併せ、納税者番号制度を導入する。

6. 社会保険庁の廃止・歳入庁の創設（法案上は「歳入庁」「年金庁」は用いていない）

社会保険庁を廃止し、年金保険料の徴収に係わる事務及び国税庁の行う事務を行う機関として歳入庁（仮称）を創設する。歳入庁では、都道府県労働基準局の行う労働保険料の徴収事務も担うこととする。また年金に係わる他の事務を担当する機関として、年金庁（仮称）を設置する。

7. 女性と年金

所得比例年金の保険料納付については、婚姻期間において夫婦が納付した保険料は、それぞれが納付合計額の1/2ずつ納付したものとみなす。

以上を骨格とする新年金制度を平成20年度にスタートする。